



令和 5 年度こども・子育て支援推進調査研究事業

**母子保健と児童福祉の一体的相談体制の構築にかかる
事例収集についての調査研究**

中間報告書

KPMG コンサルティング株式会社

令和 5 年 12 月

目次

本調査研究事業の概要	2
1.1 背景・目的	2
1.2 方法・計画	2
調査進捗状況結果	3
2.1 市区町村アンケート調査	3
2.2 市区町村ヒアリング調査	6
参考資料	7
A.1 (参考資料) アンケート調査結果 (速報)	7

本調査研究事業の概要

1.1 背景・目的

令和 4 年の児童福祉法の改正により、市区町村において設置に努めることとされたこども家庭センターにおいては、子育て世代包括支援センター（母子保健）と子ども家庭総合支援拠点（児童福祉）の設立の意義や機能は維持した上で組織を見直した全ての妊産婦、子育て世帯、こどもへの一体的な相談支援を行うこととされている。

しかしながら、これまで「子育て世代包括支援センター」と「市区町村子ども家庭総合支援拠点」それぞれの設置を進めてきた中で、両機関の組織が別であるために、一体的な相談支援における連携・協働により、職員へ負荷がかかったり、情報共有等がなされにくいなどの課題が生じている。

そのため、こども家庭センターの設置に伴う組織の見直しに当たっては、どのような体制整備を行うかの検討に苦慮している市区町村もあると聞く。

こうしたことを踏まえ、本調査研究事業では改正児童福祉法の施行を待たず、こども家庭センターの設置に取り組んでいる先進的な市区町村において、どのような手法で一体的相談体制を構築しているのか、その過程や効果、課題などの事例を収集し、複数のモデルや参考となる体制を整理することにより、こども家庭センターの全国展開を目的とする。

1.2 方法・計画

全国の市区町村を対象に、こども家庭センターの設置準備状況や一体的相談体制構築の実態・課題等を把握するため、市区町村アンケート調査を実施した。このアンケート調査の結果を踏まえ、先進的な取り組みを行っている市区町村を選定し、こども家庭センターの設置過程および組織化にあたっての課題、母子保健と児童福祉の一体的運用の具体的な状況等について、ヒアリング調査を実施した。

アンケート調査およびヒアリング調査により、一体的相談体制の構築に資する市区町村の情報を収集し、事例集を作成する。

併せて、有識者検討会を設置し、本調査研究事業およびこども家庭センターガイドライン案のポイントについて意見をいただいた¹。

¹ こども家庭センターガイドライン案（第 1 章）については、別添の参考資料を参照のこと。なお、公開をもってガイドライン案の著作権はこども家庭庁に帰属することとする。

調査進捗状況結果

2.1 市区町村アンケート調査

実施概要

全国の市区町村における一体的相談体制構築の実態・課題等を把握し、一体的相談体制を構築するにあたり有効な事例となる市区町村を抽出するため、全国の市区町村へアンケート調査を実施した。以下に、市区町村アンケート調査の実施概要を示す。

期 間 : 令和 5 年 10 月 12 日～10 月 27 日
 調 査 形 式 : Web でのオンラインアンケートにより実施した。一部の市区町村は表計算ソフトでの回答希望があったため、個別に記入用シートを送付し返信をいただくこととした。
 調 査 対 象 : 全国の市区町村

以下、図表 1 に市区町村アンケート回答状況を示す。

図表 1 市区町村アンケート回答状況（2023 年 11 月 2 日時点）

母数	1,741 件
回収数	1,075 件
回収率	61.7%

調査結果（速報）

以下に、市区町村アンケート調査結果の抜粋（速報）を示す。（詳細は参考資料 A.1 を参照）

こども家庭センターの設置状況

- ・ 時期
令和 5 年度までに設置している市区町村は約 1 割、令和 6 年度からの設置を予定している市区町村は約 5 割で、令和 6 年度設置予定か未定の、大きく 2 つに分かれている
- ・ 個所数
1 箇所以上が約 7 割、未定が約 3 割で、大きく 2 つに分かれている
※令和 5 年 9 月の市区町村説明会において、こども家庭センター設置の 5 つの要件を示す前に、各市区町村において創意工夫の中でこども家庭センターを設置したところを含む。

センター長・統括支援員

- ・ センター長は課長級の事務職で他業務との兼務者が多い
- ・ 統括支援員は課長～係長級で保健師が多い

合同ケース会議

- ・ 開催回数について、まだ決められていない市区町村が 6 割で最も多く、次いで月 1 回が約 2 割となっており、今後詳細を決定する必要があるという市区町村が半数以上

児童福祉機能のサポートプラン

- ・ 令和 6 年度中に準備する市区町村、令和 5 年度中に準備する市区町村、準備の予定がない市区町村が各 3～4 割で拮抗。すでに準備している市区町村はごくわずか（1%）で様式作成に課題があると想定される
- ・ 児童福祉機能のサポートプランの様式を準備できている市区町村では作成割合が高く積極的に作成を進めているが、手交に関しては「手交できていない」とする市区町村が 8 割となっており、手交に課題があると想定される
- ・ 児童福祉機能のサポートプランの運用に関しては、約半数の市区町村が「手交方法」「作成体制」「作成担当者の確保・育成」に課題を抱えており、「進行管理体制」「共有・見直し」を選択した市区町村も各 3 割と、サポートプランの運用に関しては幅広く課題を感じている状況

要保護児童対策地域協議会（要対協）との関係

- ・ 調整機関の役割を担っている市区町村と未定の市区町村がそれぞれ 5 割弱で二極化

母子保健機能と児童福祉機能の連携

- ・ 連携の取組みとしては、組織間・部署間の情報共有・連携に関する工夫・取組みを実施している市区町村が半数以上で、具体的には、会議の設定・参加、システムの導入活用、日常的な情報共有と回答する市区町村が多い

一体的運用の状況

- ・ 規模を問わず、「双方の対応が必要なケースで母子保健と児童福祉が合同に対応できる体制」と回答した市区町村が最も多く、共同での支援体制構築を進めていることがわかる
- ・ ロケーションの観点では、いずれの規模においても同一フロアないしは同一建物とした市区町村が半数程度と物理的にも連携を進めているが、児童人口 1.8 万人以上から 7.2 万人未満の市区町村では他の規模より割合が少なく、場所の確保が課題となっている可能性がある
- ・ いずれの規模においても合同ケース会議を実施している市区町村は実施していない市区町村より多いが、中規模では、実施していない市区町村が 10%を超えている点は特徴的である

課題

- ・ 既に設置している・設置予定・検討中の市区町村のこども家庭センターを設置する際の課題点として、物理的な場所の確保・組織体制・人員の確保、連携体制・データ共有方法、サポートプランの運用が挙げられた
- ・ 検討していない市区町村のこども家庭センターを設置する際の課題点として、組織的・物理的体制の構築、人員不足、予算確保、事例不足等が挙げられた

2.2 市区町村ヒアリング調査

実施概要

市区町村アンケート調査の結果を踏まえ、先進的に取組みを実施している市区町村におけるこども家庭センター設置過程および組織化にあたっての課題、母子保健と児童福祉の一体的運用の具体的な状況等を把握するため、先行してこども家庭センター設置の取組みを実施している 18 市区町村に対するヒアリング調査を行った。以下に、市区町村ヒアリング調査の実施概要を示す。

日時：令和 5 年 10 月～令和 5 年 12 月の間にそれぞれ 1 時間程度

形式：Web 会議ツールを用いたオンライン形式

調査対象：こども家庭センターをすでに設置している市区町村及び設置準備をしている市区町村の中で、こども家庭総合支援拠点の規模分類（大規模、中規模、小規模）と地理的要因（特定地域に偏ることのないよう工夫）を考慮して計 18 市区町村

ヒアリング項目：

- ① こども家庭センター設置過程および組織化にあたっての課題（障壁や困難について）
- ② 母子保健と児童福祉の一体的運用の具体的な状況
- ③ 母子保健と児童福祉の一体的運用による効果およびデメリット
- ④ こども家庭センターと要対協との関係

※中間報告の段階では、ヒアリング調査を実施中のため、調査結果・分析については、最終報告にて報告予定である。

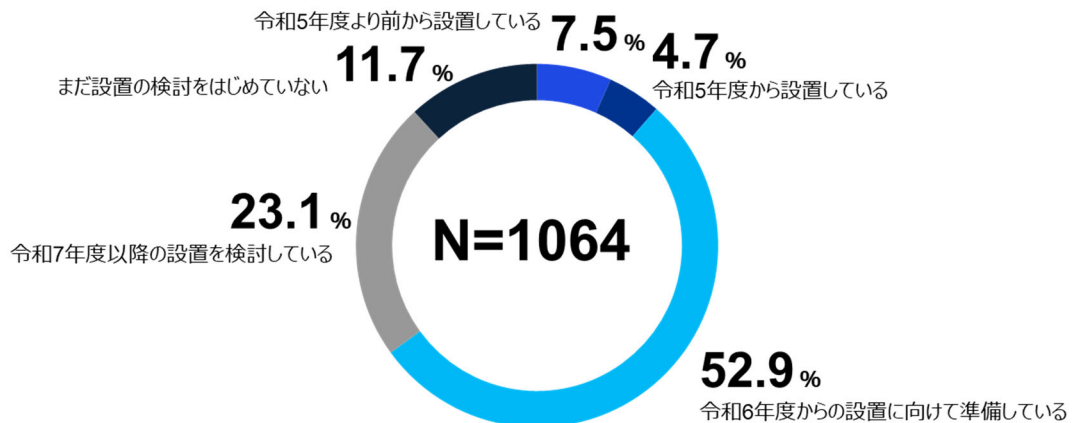
参考資料

A.1 (参考資料) アンケート調査結果 (速報) ²

A.1.1 こども家庭センターの設置 (予定) 状況

こども家庭センターを令和5年度以前から設置している市区町村※は12.2%、令和6年度以降の設置の準備・検討をしている市区町村は76.0%、検討を始めていない市区町村は11.7%となっている。

【貴市区町村におけるこども家庭センターの設置状況についてご回答ください】



※ 令和5年9月の市区町村説明会において、こども家庭センター設置の5つの要件を示す前に、各市区町村において創意工夫の中でこども家庭センターを設置したところを含む

<設置状況 (児童人口規模別) (N=1058※) >

<%>

	合計 (N)	令和5年度以前から 設置している	令和5年度から設置し ている	令和6年度からの設置 に向けて準備している	令和7年度以降の設置 を検討している	まだ設置の検討をはじ めていない
小規模	962	7%	4%	51%	24%	13%
中規模	70	7%	9%	71%	11%	1%
大規模	26	15%	4%	69%	12%	0%

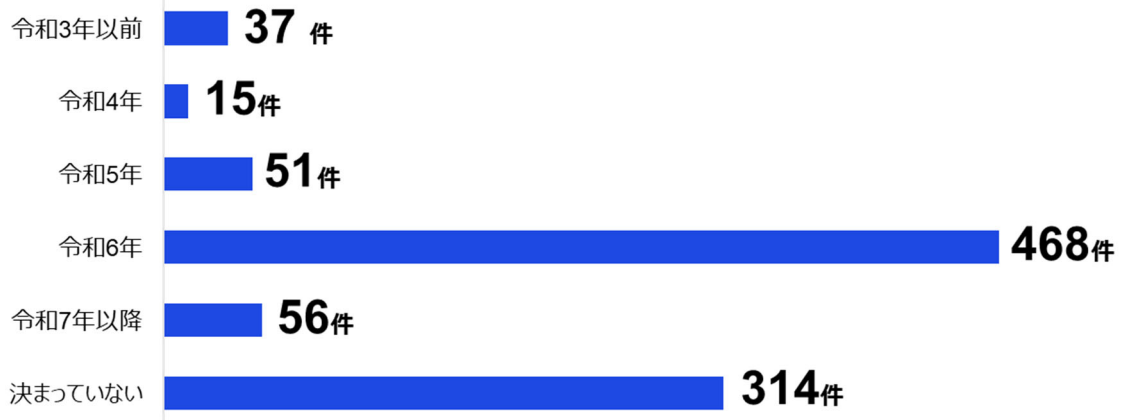
※ 一部の市区町村において、児童人口規模が無回答であったため、上記と有効回答数 (N 値) が異なる。

² 設問項目ごとの有効回答を抽出し、集計を実施したため、設問ごとに N 値は異なる。

A.1.2 こども家庭センターの設置（予定）時期

こども家庭センターの設置時期は「令和6年」または「決まっていない」の2つに分かれている。

【こども家庭センターを設置した時期または設定を予定している時期をご回答ください（N=941）】



※ 令和5年9月の市区町村説明会において、こども家庭センター設置の5つの要件を示す前に、各市区町村において創意工夫の中でこども家庭センターを設置したところを含む。

<設置時期（児童人口規模）（N=938※）>

<件>

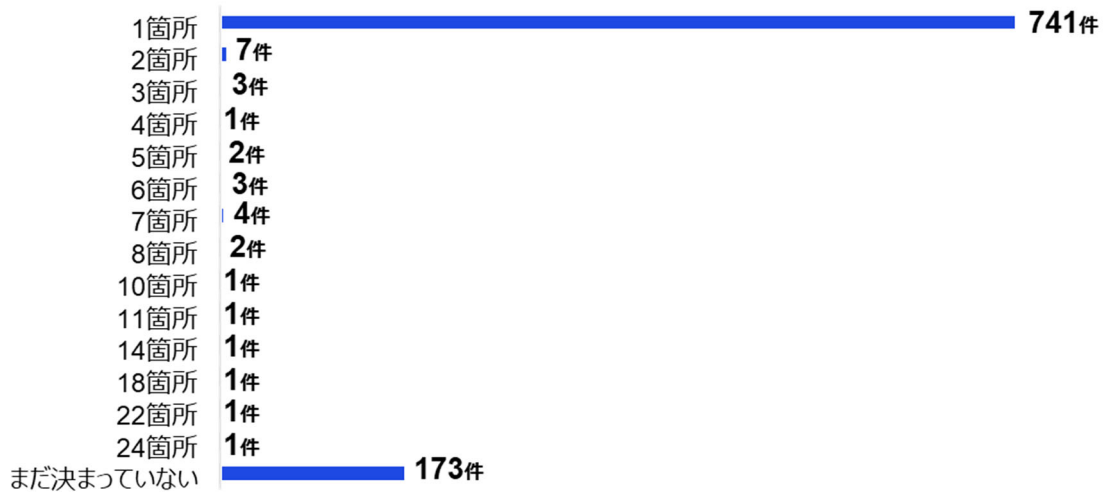
	合計 (N)	令和3 年以前	令和4 年	令和5 年	令和6 年	令和7 年以降	まだ決ま っていない
小規模	843	32	12	43	407	53	296
中規模	69	1	2	7	46	3	10
大規模	26	3	1	1	15	0	6

※ 一部の市区町村において、児童人口規模が無回答であったため、上記と有効回答数（N値）が異なる

A.1.3 こども家庭センターの設置（予定）箇所数

こども家庭センターの設置（予定）箇所数は「1箇所」または「決まっていない」に二極化している。

【こども家庭センターを設置した箇所数、または設置を予定している箇所数をご回答ください（N=942）】



※ 令和5年9月の市区町村説明会において、こども家庭センター設置の5つの要件を示す前に、各市区町村において創意工夫の中でこども家庭センターを設置したところを含む。

<設置箇所数（児童人口規模）（N=938※）>

<件>

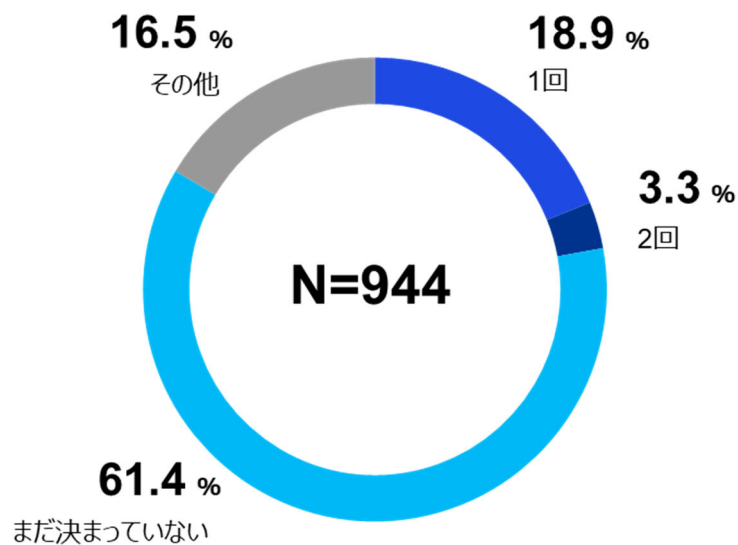
	合計 (N)	1 箇所	2 ～ 5 箇所	6 ～ 9 箇所	10 箇所 以上	まだ決ま っていない
小規模	843	681	6	0	0	156
中規模	69	53	3	1	0	12
大規模	26	4	4	8	6	4

※ 一部の市区町村において、児童人口規模が無回答であったため、上記と有効回答数（N値）が異なる

A.1.4 合同ケース会議の月開催（予定）回数

合同ケース会議の開催（予定）回数は月 1 回の市区町村が最も多く 18.9%となっている。

【母子保健部門と児童福祉部門の双方合同でのケース会議は月に何回開催している、または開催予定か
ご回答ください】



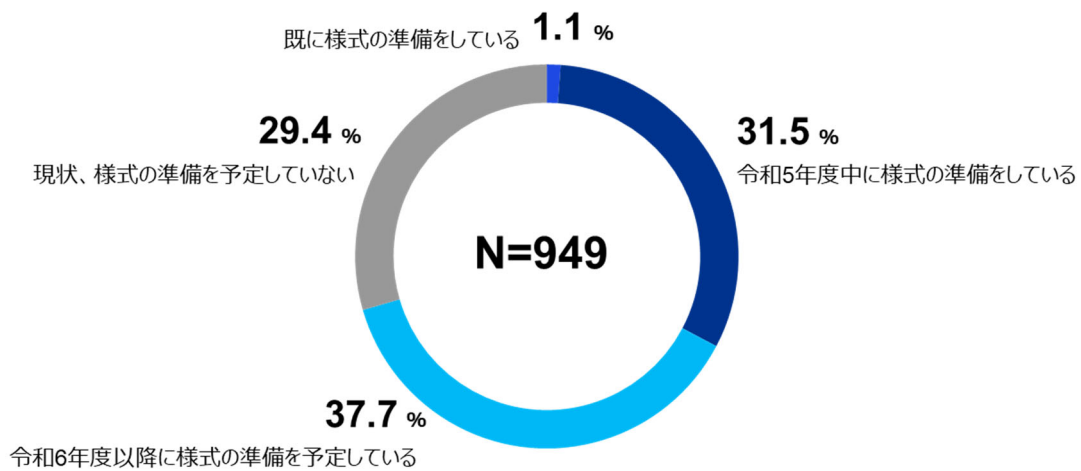
<その他の自由記述（抜粋）>

- ・0 回
- ・3 回
- ・4 回
- ・2ヶ月に 1 回
- ・年に 3 回
- ・必要に応じて開催
- ・不定期

A.1.5 こども家庭センター（児童福祉機能）において作成するサポートプランの様式準備状況

児童福祉機能のサポートプラン様式について、既に準備をしている市区町村は 1.1%、令和 5 年度に準備予定が 31.5%、令和 6 年度以降準備予定が 37.7%となっている。

【こども家庭センター（児童福祉機能）において作成するサポートプラン（令和 6 年 4 月より新たにできるものであり、児童福祉機能において作成している児童記録票とは異なるもの）についてご回答ください】

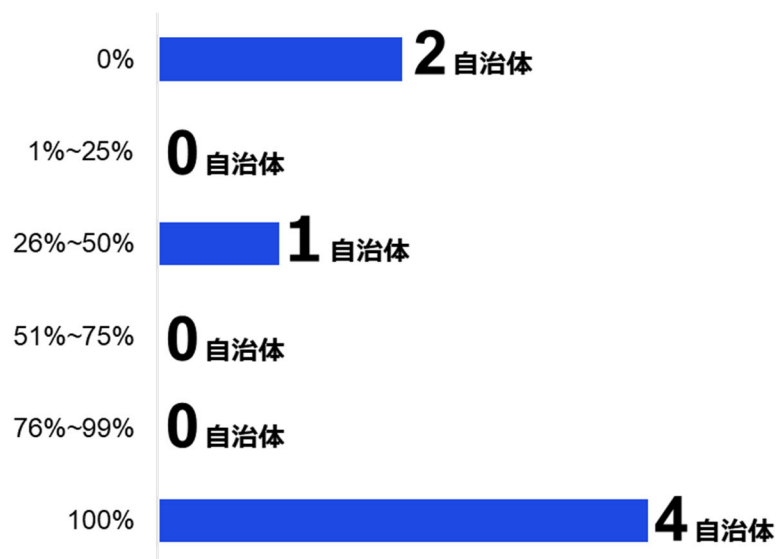


A.1.6 直近半年間のサポートプラン作成対象件数及び作成したサポートプランの割合

児童福祉の SP 様式を既に準備している市区町村においては、直近半年間の作成割合は 100%が最も多い。（検定未実施）

【（母子保健機能および児童福祉機能において作成するサポートプランについて「1.既に様式の準備をしている」とのご回答の場合）直近半年間のサポートプラン作成対象件数及び作成したサポートプランの件数をご回答ください（N=7）】

直近半年間のサポートプラン作成対象件数に対する作成割合（※）

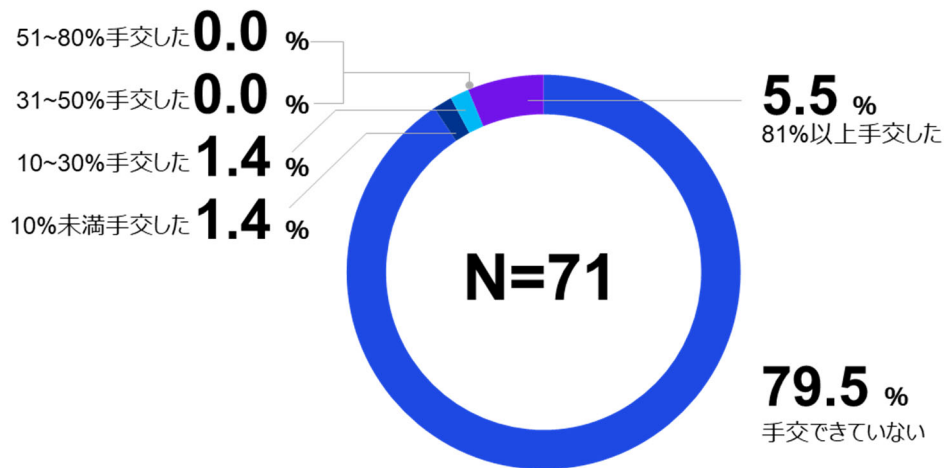


※回答を得た「作成したサポートプランの件数」/「直近半年間のサポートプラン作成対象件数」にて算出した値を、0%、1%~25%、26%~50%のいずれに当てはまるか分類

A.1.7 こども家庭センター（児童福祉機能）で作成したサポートプランの手交割合

児童福祉機能の SP の手交割合について、5.5%の市区町村が 8 割以上手交しているが、手交できていないと回答した市区町村が約 8 割となっている。

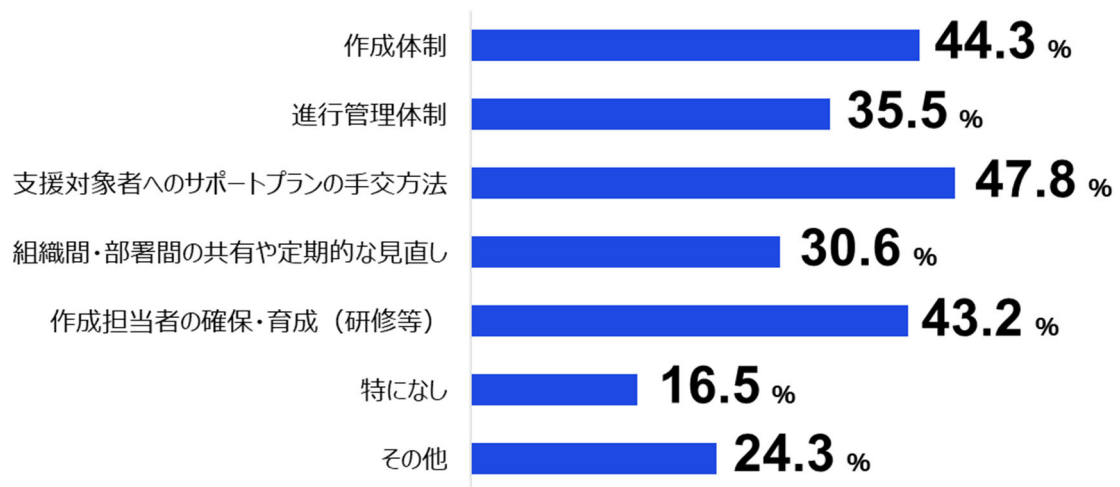
【（児童福祉機能において作成するサポートプランについて「1. 既に様式の準備をしている」とのご回答の場合）サポートプランをこども家庭センター（児童福祉機能）で作成したケースのうち、手交した割合をご回答ください】



A.1.8 こども家庭センター（児童福祉機能）のサポートプラン運用の困っていること

児童福祉機能の SP の運用上の課題として、約半数の市区町村が「手交方法」「作成体制」「作成担当者の確保・育成」を選択した。

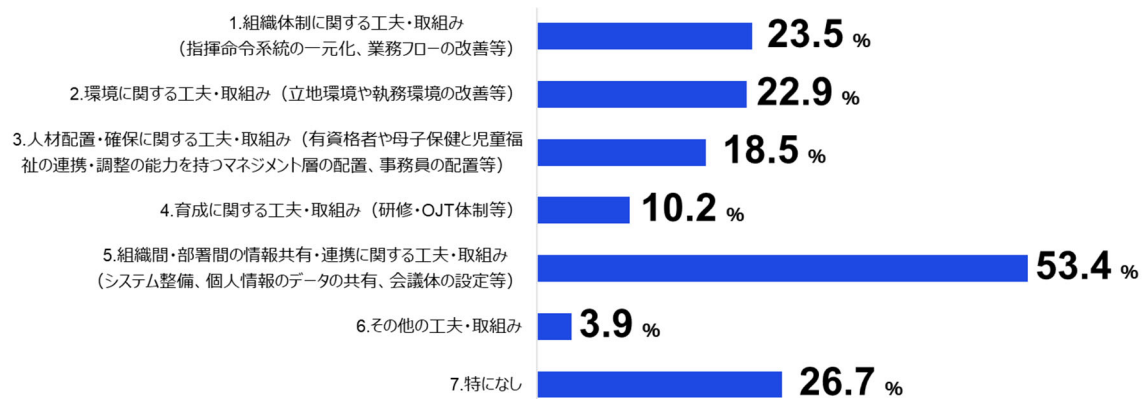
【こども家庭センター（児童福祉機能）のサポートプランの運用にあたり、困っていることがあれば、ご回答ください（N=684）】



A.1.9 母子保健機能と児童福祉機能の連携について工夫している取組み

母子保健機能と児童福祉機能の連携について、半数以上の市区町村が「組織間・部署間の情報共有・連携に関する工夫・取組み」を実施している。

【こども家庭センター内または貴市区町村における母子保健機能と児童福祉機能の連携について、工夫している取組みについてご回答ください（N=938）】



A.1.10 母子保健機能と児童福祉機能の連携について「その他」を選択した方の工夫・取り組みの具体的内容（母子保健側）

母子保健と児童福祉の連携について、「共同での支援」「シート等のツール活用」と回答する市区町村があった。

【母子保健機能と児童福祉機能の連携について、工夫している取り組みについて、具体的内容をご回答ください（課題解決に向けてどのような方法・過程で取り組んだのか等）（N=620）】

その他の工夫・取り組み
・同行訪問、合同面接など連携し対応 ・共同・連携して事業を実施 ・ケースに対する共同対応 ・保健センター部門と児童福祉の部門とで話し合いを重ねている ・共通理解を持ちながら役割分担する ・リスク共有をはかるために児童福祉部署で活用されているアセスメントシートを利用 ・子育て世代包括支援センターで作成したシートを使って、随時情報提供している ・定期ケースカンファレンスや乳幼児健診カンファレンスの際に、ケースについて情報共有・支援方針の検討等行うようにしており、連携している。

A.1.11 母子保健機能と児童福祉機能の連携について「その他」を選択した方の工夫・取り組みの具体的内容（児童福祉側）

母子保健と児童福祉の連携について、母子保健と同様に、「共同での支援」のほか、「日頃からの良好な関係構築」や「プランニング」に関する意見がでていた。

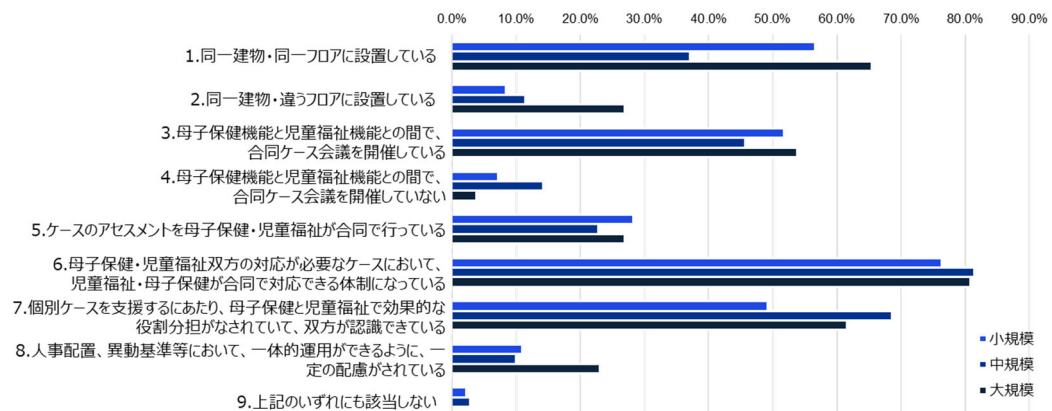
【母子保健機能と児童福祉機能の連携について、工夫している取り組みについて、具体的内容をご回答ください（課題解決に向けてどのような方法・過程で取り組んだのか等）（N=610）】

その他の工夫・取り組み
・同行訪問、合同面接など連携し対応 ・共同・連携して事業を実施 ・連携がうまくいくように日頃から良好な関係を築けるように努める ・こども家庭センターを作る必要性を共通理解し、実現可能なプランを練ること

A.1.12 母子保健と児童福祉の一体的な運用状況

規模を問わず、「母子保健と児童福祉が合同に対応できる体制になっている」を選択した市区町村が最も多い。

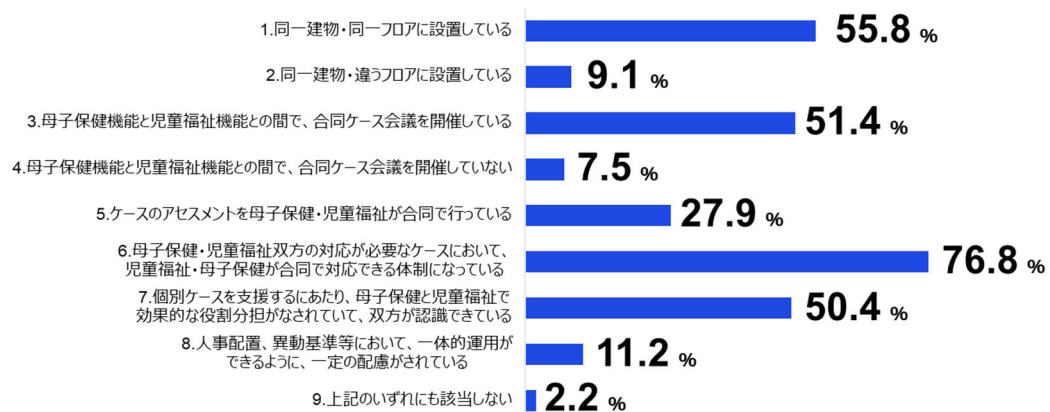
【貴市区町村における母子保健と児童福祉の一体的な運用状況についてご回答ください（N=1059）】



A.1.13 母子保健と児童福祉の一体的な運用状況（全体）

一体的な運用状況において、母子保健と児童福祉が合同で対応できる体制になっている市区町村が76.8%と最も多い。

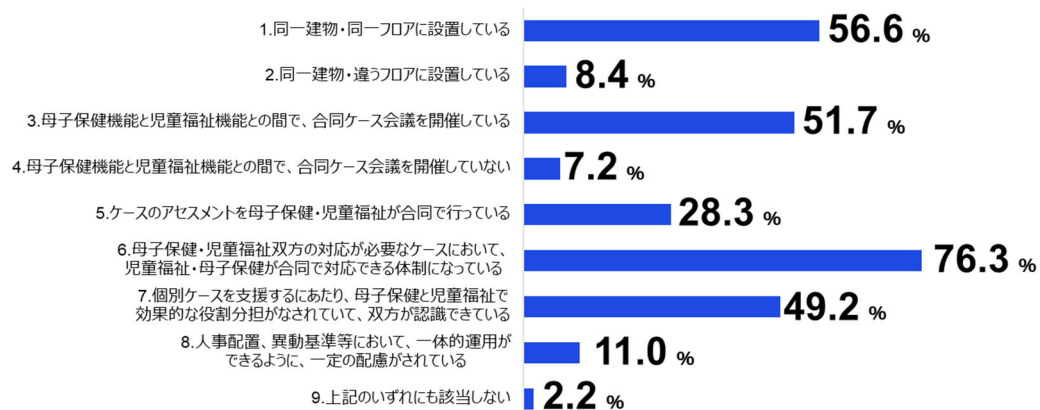
【貴市区町村における母子保健と児童福祉の一体的な運用状況についてご回答ください（N=1059）】



A.1.14 母子保健と児童福祉の一体的な運用状況（小規模）

一体的な運用状況において、母子保健と児童福祉が合同で対応できる体制になっている市区町村が76.3%と最も多い。

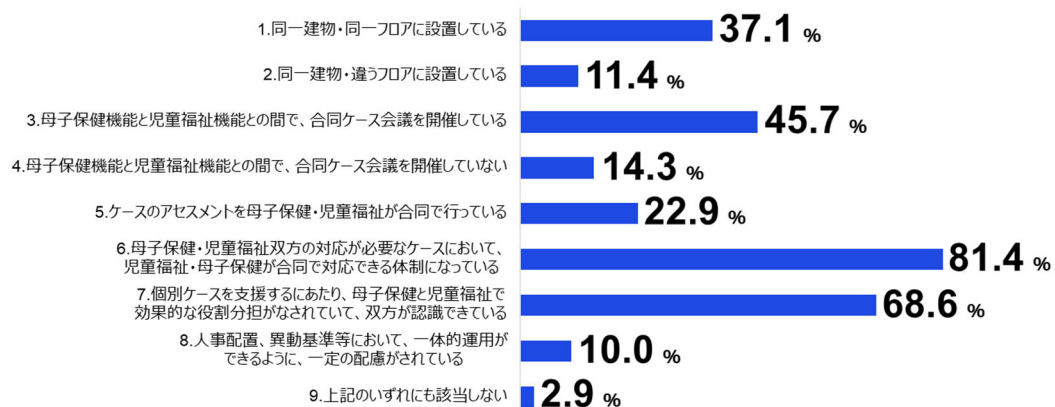
【貴市区町村における母子保健と児童福祉の一体的な運用状況についてご回答ください（N=957）】



A.1.15 母子保健と児童福祉の一体的な運用状況（中規模）

一体的な運用状況において、母子保健と児童福祉が合同に対応できる体制になっている市区町村が81.4%と最も多い。

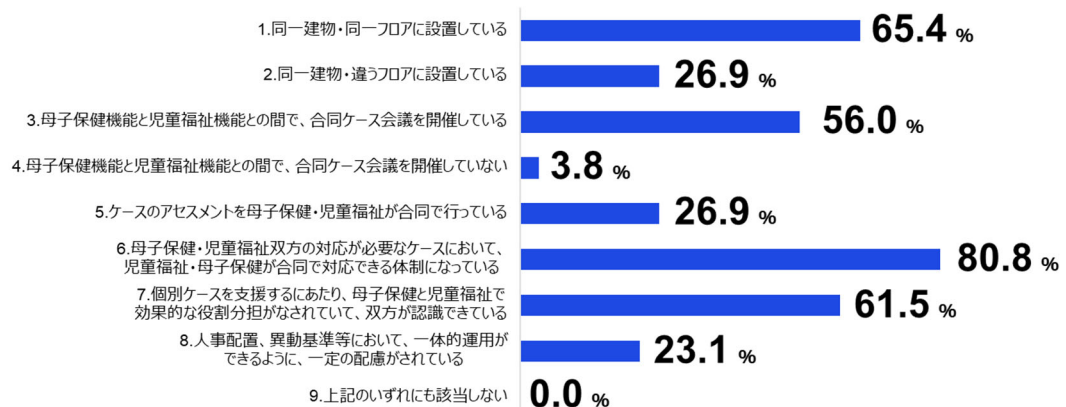
【貴市区町村における母子保健と児童福祉の一体的な運用状況についてご回答ください（N=70）】



A.1.16 母子保健と児童福祉の一体的な運用状況（大規模）

一体的な運用状況において、母子保健と児童福祉が合同に対応できる体制になっている市区町村が80.8%と最も多い。

【貴市区町村における母子保健と児童福祉の一体的な運用状況についてご回答ください（N=26）】





お問合せ先

KPMG コンサルティング株式会社

T : 03-3548-5111

E : kc@jp.kpmg.com

kpmg.com/jp/kc

本報告書の著作権は、KPMG コンサルティング株式会社に帰属します。こども家庭庁・自治体を除き、弊社の事前の承諾なく、本報告書の全部または一部を複製、転載、配布等を行うことを禁止します。ただし、著作権法において認められている利用については弊社の承諾なくご利用できます。本報告書には、公開情報とともに、本調査に利用する承諾を得たうえで、ヒアリング等で第三者から提供を頂いた情報も含まれています。これらの情報を含め、報告書の内容には万全の配慮をしておりますが、その保証をするものではありません。本報告書は、利用者ご自身の責任においてご利用ください。掲載されている情報の使用に起因して生じる結果に対して、弊社は一切の責任を負いませんのでご注意ください。

© 2023 KPMG Consulting Co., Ltd., a company established under the Japan Companies Act and a member firm of the KPMG global organization of independent member firms affiliated with KPMG International Limited, a private English company limited by guarantee. All rights reserved.

The KPMG name and logo are trademarks used under license by the independent member firms of the KPMG global organization.